

## 神戸市公立大学法人教育研究奨励寄附金取扱規程

2018年4月1日

規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）における教育研究奨励寄附金（以下「奨励寄附金」という。）の受入れ及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、奨励寄附金とは、次の各号の経費に充てることを目的に、法人が受け入れる寄附金、助成金等をいう。

- (1) 施設整備に要する経費
- (2) 教育研究活動の支援に要する経費
- (3) その他前各号に準ずる経費

(寄附の申込み)

第3条 奨励寄附金を申し出る者（以下「寄附者」という。）は、別に定める「奨励寄附金申込書（様式1）」（以下「申込書」という。）を、法人事務局経営グループ経営班に提出するものとする。

2 経営グループ課長は、適当と認めるときは、申込書を受理するものとする。

(受け入れの決定)

第4条 奨励寄附金の受入れの決定は理事長が行う。

2 理事長は、奨励寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に対して「奨励寄附金受入受諾書（様式2）」を送付する。

3 理事長は、寄附者からの入金を確認したときは、寄附者に対して「奨励寄附金受納書（様式3）」を送付する。

(受け入れの制限)

第5条 次の各号のいずれかに掲げる条件が附されている寄附金は、奨励寄附金としてこれを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により財産を取得した場合、これを寄附者に対して無償で譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果、知的財産権が生じた場合、これを寄附者に対して無償で使用させ、又は譲渡すること。
- (3) 寄附金の用途について、寄附者が調査、検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がある意思により寄附金の全部又は一部を取消することができること。
- (5) その他理事長が特に法人運営上の支障があると認める条件

(奨励寄附金の用途)

第6条 理事長は、奨励寄附金の受け入れを行ったときは、奨励寄附金の目的に応じた

教育、研究等の経費に充てるものとする。

2 寄附者から使途が特定されない寄附を受け入れるときは、理事長は、その使用に先立ち、あらかじめ計画的にその使途の特定を行うものとする。

(使途の変更)

第7条 理事長は、奨励寄附金が当該使途に使用できなくなったときは、他の使途に使用することができる。

(教職員個人が受けた奨励寄附金の取扱い)

第8条 法人の教職員が奨励寄附金を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教職員は、当該奨励寄附金を改めて法人に寄附するものとする。

(1) 当該奨励寄附金が、当該教職員の職務上の教育・研究を助成しようとするものであるとき。

(2) 当該奨励寄附金を、法人の施設・設備等を使用した教育・研究を実施するための経費に充てようとするとき。

(適用除外)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

(1) 国、政府関係機関又は地方公共団体からの奨励寄附であるとき。

(2) クラウドファンディングを活用した奨励寄附であるとき。

(3) その他理事長が特別な事情があると認めたとき。

(管理経費)

第10条 奨励寄附金には、管理経費を含むものとし、管理経費は原則として奨励寄附金の10%に相当する額とする。ただし、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。